

(参考資料)

## 4 評価に関する根拠条例等

(1) 秋田県政策等の評価に関する条例

(2) 秋田県政策等の評価に関する基本方針



○秋田県政策等の評価に関する条例

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第十一号

秋田県政策等の評価に関する条例をここに公布する。

秋田県政策等の評価に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が行う政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の評価に関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策等への適切な反映を図るとともに、政策等の評価に関する情報を公表し、もって成果を重視する行政の推進に資するとともに、県の行政活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会及び警察本部長をいう。

2 この条例において「政策」とは、実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針をいう。

3 この条例において「施策」とは、政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。

4 この条例において「事業」とは、施策に従って実施する個々の方策その他これに類するものをいう。

(政策等の評価の在り方)

第三条 実施機関は、その所掌に係る政策等について、適時に、その効果（当該政策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策等の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策等に適切に反映させるものとする。

2 実施機関は、前項の規定に基づく政策等の効果の把握に当たっては、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的にこれを行わなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定に基づく評価（以下「政策等の評価」という。）に当たっては、県民の意見を採り入れるように努めるものとする。

(基本方針)

第四条 知事は、政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、他の実施機関と協議して政策等の評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の実施計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方

二 政策等の評価の観点に関する基本的な事項

三 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

四 事前評価（政策等を決定する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

五 中間評価（政策等を決定した後で政策等が終了する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

六 事後評価（政策等が終了した後に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

八 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する基本的な事項

九 政策等の評価の結果等の公表に関する基本的な事項

十 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

十一 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県政策評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（実施計画）

第五条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る政策等について、毎年度、政策等の評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する考え方

二 政策等の評価の対象に関する事項

三 政策等の評価の観点に関する事項

四 政策等の効果の把握に関する事項

五 事前評価に関する事項

六 中間評価に関する事項

七 事後評価に関する事項

八 政策等の評価の実施の時期に関する事項

九 政策等の評価に係る評価調書に関する事項

十 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する事項

十一 政策等の評価の結果等の公表に関する事項

十二 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項

十三 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項

3 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（評価調書）

第六条 実施機関は、政策等の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価調書を作成しなければならない。

一 政策等の評価の対象とした政策等の概要

二 政策等の評価を実施した時期

三 政策等の評価の観点

四 政策等の効果の把握の手法及びその結果

五 秋田県政策評価委員会の意見

六 政策等の評価を行うに当たって使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策等の評価の結果

2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(政策等の評価の結果の活用)

第七条 知事は、政策等の評価の結果を予算の編成及び県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用するものとする。

(議会への報告)

第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

(相互協力)

第九条 実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力を行うものとする。

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織及び委員の任期)

第十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- 一 公共事業評価専門委員会 公共事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。
  - 二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。
- 2 委員会に、前項の規定により専門委員会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議をさせるため、専門委員を置く。
- 3 専門委員は、所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。
- 5 第十一条第三項及び第四項の規定は専門委員について、前二条の規定は専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門委員長」と、「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「委員」とあるのは「専門委員会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 6 所掌事項については、専門委員会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任規定)

第十五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合開発審議会の委員及び専門委員」を

「総合開発審議会の委員及び専門委員  
政策評価委員会の委員及び専門委員」 に改める

附 則 (平成一八年条例第四三号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成一八年四月一日から施行する。

# 秋田県政策等の評価に関する基本方針

平成20年4月1日

秋 田 県

# 目 次

## 序 文

- 第1 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方
  - 1 実施機関の責務
  - 2 評価の対象範囲
  - 3 評価の種類
  - 4 実施計画の共同策定
  - 5 基本方針の見直し
- 第2 政策等の評価の観点に関する基本的な事項
  - 1 適切な観点の選択
  - 2 必要性、効率性、有効性の観点
  - 3 その他当該政策等の特性に応じた必要な観点
- 第3 政策等の効果の把握に関する基本的な事項
  - 1 合理的な手法の選択
  - 2 定性的な手法の使用等
- 第4 目的設定に関する基本的な事項
  - 1 目的設定の目的
  - 2 目的設定の対象
- 第5 事前評価に関する基本的な事項
  - 1 事前評価の目的
  - 2 事前評価の対象
- 第6 中間評価に関する基本的な事項
  - 1 中間評価の目的
  - 2 中間評価の対象
- 第7 事後評価に関する基本的な事項
  - 1 事後評価の目的
  - 2 事後評価の対象
- 第8 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項
  - 1 目的設定の実施時期
  - 2 事前評価の実施時期
  - 3 中間評価の実施時期
  - 4 事後評価の実施時期
- 第9 政策等の評価結果の政策等への反映に関する基本的な事項
  - 1 評価結果の反映の仕組みの整備
  - 2 反映状況の把握等
- 第10 政策等の評価結果等の公表に関する基本的な事項
  - 1 公表の方法等
  - 2 公表の時期
- 第11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項
  - 1 秋田県政策評価委員会の所掌事務
  - 2 専門委員会の所掌事項
  - 3 諮問事項
  - 4 諮問に係る相互協議
  - 5 諮問事項に関する資料の事前送付
- 第12 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項
  - 1 政策等の評価の実施方法
  - 2 県民の意見を探り入れた評価の実施
  - 3 政策等の評価結果の活用
  - 4 評価結果等の情報の提供
  - 5 議会への報告
    - (1) 報告書の内容
    - (2) 報告書の作成及び提出
    - (3) 報告書の議会への提出

## 秋田県政策等の評価に関する基本方針

地方分権時代を迎え、県民の視点に立ち、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ効果的な行政運営が求められている中で、本県においては、平成10年度から政策・事業評価制度を導入している。

この評価制度は、政策、施策、事業（以下「政策等」という。）の効果等を合理的な手法を用いて測定・分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、的確な政策等の企画立案や実施に有用な情報を提供するとともに、その結果を政策等に適切に反映させることにより、成果を重視した、効率的で質の高い行政の推進と県民に対する説明責任の徹底に資するものである。

こうした重要な役割を担う評価制度を県政運営の基本制度として明確に位置付け、政策等の評価のより厳格な実施と評価に対する信頼性の向上を図るとともに、外部評価機関の設置により、評価制度の一層の充実と評価の客観性の向上を図る観点から、県では、「秋田県政策等の評価に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成14年4月1日から施行した。

この「秋田県政策等の評価に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、条例の下における政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、条例第4条の規定に基づき、実施機関が定める実施計画の指針となるべき事項を明らかにするとともに、評価活動について県全体として統一的に取り組む必要のある事項を定めたものである。

各実施機関においては、条例の目的とする県民の視点に立った、成果を重視する行政の推進と県民に対する説明責任の徹底が図られるよう、この基本方針に基づいて実施計画を策定し、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施と評価結果の政策等への適切な反映に努めるものとする。

### 第1 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方

#### 1 実施機関の責務

ア 実施機関は、評価制度の目的を実現するため、条例、基本方針に基づき、実施機関の所掌する政策等の特性に応じた実効性のある評価を実施するものとする。

イ 実施機関は、評価制度を、企画・立案－実施－評価を主要な要素とする政策等のマネジメント・サイクルの中に明確に組み込み、県民本位のより質の高い政策等の推進に努めるものとする。

ウ 実施機関は、県民に対する説明責任を徹底するとともに、県民参加を促進するため、政策等の評価に関する情報を積極的に公表するものとする。

エ 実施機関は、政策等の評価に関し、県全体としての統一性を確保するよう努めるものとする。

オ 実施機関は、政策等の評価の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策等の評価に従事する職員の資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じ、政策等の評価の充実に努めるものとする。

## 2 評価の対象範囲

ア 政策等の評価の対象範囲については、条例第2条の定義に基づき、実施機関が所管する政策等に応じて実施機関が実施計画において定めるものとする。

イ 実施機関が行う事務のうち、内部管理に関する事務については、条例第2条第4項に規定する事業には含まれないものとし、評価対象とはしないものとする。

## 3 評価の種類

政策等の評価の種類は、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 4 実施計画の共同策定

公安委員会及び警察本部長は、両実施機関の所掌事項が密接に関連することに鑑み、双方の合意に基づき共同で実施計画を定めることができるものとする。

## 5 基本方針の見直し

基本方針は、政策等の評価の実施状況や秋田県政策評価委員会の審議等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

# 第2 政策等の評価の観点に関する基本的な事項

## 1 適切な観点の選択

政策等の評価の観点は、次の2及び3により、評価対象となる政策等の特性に応じて適切に選択するものとし、評価の観点の具体的な内容については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 2 必要性、効率性、有効性の観点

ア 必要性については、評価の対象となる政策等の目的が県民ニーズや上位目的に照らして妥当性を有しているか、県が関与する必要性があるかなどに着目するものとする。

イ 効率性については、限られた行政資源の下で、投入された資源量に見合う効果が得られるか又は実際に得られているか、必要な効果がより少ない費用負担で得られる手法がないかなどに着目するものとする。

ウ 有効性については、政策等の実施により、期待される効果が得られるか又は実際に得られているかなどに着目するものとする。

### 3 その他当該政策等の特性に応じた必要な観点

実施機関は、必要性、効率性及び有効性の観点のほか、評価対象となる政策等の特性に即した適切な観点がある場合は、これを必要に応じて設定するものとする。

## 第3 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

### 1 合理的な手法の選択

政策等の効果の把握に当たっては、効果の把握に要する費用、事務量、期間等を考慮し、評価の目的、評価の対象の性質に応じて適用可能で合理的な手法を用いるものとする。

### 2 定性的な手法の使用等

ア 政策等の効果を定量的に把握することが困難な場合は、定性的な手法を用いるものとする。

なお、その際には、政策等の効果を可能な限り客観的な事実に基づいて説明するなど、客観性の確保に十分配慮するものとする。

イ 政策等の効果の把握に関する具体的な事項については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第4 目的設定に関する基本的な事項

### 1 目的設定の目的

目的設定は、事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態を明らかにすることを目的とする。

### 2 目的設定の対象

ア 目的設定の対象は事業とする。

イ 対象とする事業の範囲については、当該事業の与える影響の程度、評価に要する費用等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第5 事前評価に関する基本的な事項

### 1 事前評価の目的

事前評価は、見込まれる政策等の効果を基礎に、政策等の採択や実施の可否の検討及び複数の代替案の中から適切な政策等の選択をする際の情報を提供することを目的とする。

### 2 事前評価の対象

ア 事前評価の対象は事業とする。ただし、事業のうち、公共事業箇所及び試験研究開発課題に係る事業等の実施計画で定めるもの以外については、目的設定により事前評価に代えることができる。

イ 対象とする事業の範囲については、当該事業の与える影響の程度、評価に要する費用等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第6 中間評価に関する基本的な事項

### 1 中間評価の目的

中間評価は、政策等の見直し・改善を図り、より質の高い政策等を推進するための情報を提供することを目的とする。

### 2 中間評価の対象

ア 中間評価の対象は、政策、施策及び事業とする。

イ 実施対象となる政策、施策及び事業の範囲については、当該政策等の与える影響の程度、評価に要する費用、評価結果のもたらす効果等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第7 事後評価に関する基本的な事項

### 1 事後評価の目的

事後評価は、類似事業の企画立案や政策等の効果の発現状況に応じた政策等の適切な推進手法を選択するための情報を提供することを目的とする。

### 2 事後評価の対象

ア 事後評価の対象は、事業とする。

イ 対象となる事業の範囲については、評価に要する費用、評価結果のもたらす効果等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第 8 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

### 1 目的設定の実施時期

第 4 の 2 に規定する事業を対象に実施する目的設定は、事業を決定する前の適切な時期に行うものとし、具体の実施時期については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

### 2 事前評価の実施時期

第 5 の 2 に規定する事業を対象に実施する事前評価は、事業を決定する前の適切な時期に行うものとし、具体の実施時期については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

### 3 中間評価の実施時期

第 6 の 2 に規定する政策等を対象に実施する中間評価は、政策等の評価結果等を次の政策等の企画立案に反映することが可能となる適切な時期に行うものとし、具体の実施時期については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

### 4 事後評価の実施時期

第 7 の 2 に規定する事業を対象に実施する事後評価は、事業が終了した後の適切な時期に行うものとし、具体の実施時期、評価実施期間については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第 9 政策等の評価結果の政策等への反映に関する基本的な事項

### 1 評価結果の反映の仕組みの整備

実施機関は、政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みを整備するものとし、その内容は実施計画において定めるものとする。

### 2 反映状況の把握等

ア 実施機関は、政策等の評価を実施したときは、評価結果の政策等への反映状況を把握し、これを取りまとめた書面を作成するものとする。

イ 反映状況の具体的な内容については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

## 第 10 政策等の評価結果等の公表に関する基本的な事項

## 1 公表の方法等

- ア 政策等の評価結果等の公表は、条例の目的の一つである県民に対する県の説明責任を果たすことに資するものであることから、公表に当たっては、県民の視点に立った適切な手法を用いて行うものとする。
- イ 公表に当たっては、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）及び秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）の関係規定を遵守し、適切に対応するものとする。
- ウ 実施機関は、県政情報資料室及び地域振興局での閲覧、インターネットのホームページ及び県広報への掲載など、県民が政策等の評価に関する情報を容易に入手できる方法を用いて、わかりやすい形式で公表するものとする。
- エ 公表の手段、場所、時期、県民意見の提出先等については、県民の利便性を確保する観点から、実施機関があらかじめ相互に協議し、統一的に対応するものとする。
- オ 条例第6条第2項に規定する評価調書の公表に当たっては、評価調書とともに、政策等の評価の対象や結果等を取りまとめた要旨を公表するものとする。

## 2 公表の時期

- ア 実施機関は、毎年度、当該年度の実施計画を定め、遅滞なくこれを公表するものとする。
- イ 実施機関は、政策評価、施策評価及び事業評価を実施し評価調書を作成したとき並びに目的設定表を作成したときは、その都度、遅滞なくこれを公表するものとする。
- ウ 条例第8条の規定による報告書は、議会に提出した後、速やかにこれを公表するものとする。

## 第11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

### 1 秋田県政策評価委員会の所掌事務

条例第10条第2項に規定する政策等の評価に関する事項とは、実施機関が行った評価結果の妥当性の点検及び評価制度に関する事項をいうものとする。

### 2 専門委員会の所掌事項

ア 条例第14条第1項第1号に規定する公共事業評価専門委員会の所掌事項は、知事が実施計画において公共事業箇所評価の対象に定める事業の評価に関するものとする。

イ 条例第14条第1項第2号に規定する研究評価専門委員会の所掌事項は、知事が実施計画において研究評価の対象に定める事業の評価に関するものとする。

ることとする。

### 3 諮問事項

秋田県政策評価委員会に諮問する事項については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

### 4 諮問に係る相互協議

実施機関は、秋田県政策評価委員会に諮問しようとするときは、諮問の時期、諮問事項等についてあらかじめ相互に協議し、統一的に対応するものとする。

### 5 諮問事項に関する資料の事前送付

実施機関は、秋田県政策評価委員会に諮問しようとするときは、委員会の開催前に、諮問事項に関する資料をあらかじめ送付するものとする。

## 第12 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

### 1 政策等の評価の実施方法

政策等の評価の実施方法は、第1の3に規定する評価の種類ごとに実施機関が実施計画において定めるものとする。

### 2 県民の意見を取り入れた評価の実施

ア 条例第3条第3項に規定する県民の意見を取り入れた評価の実施方法については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

イ 県民意見の把握方法については、評価の対象に応じた適切な方法によるものとし、具体的な方法は、実施機関が実施計画において定めるものとする。

### 3 政策等の評価結果の活用

ア 条例第7条に基づく評価結果の活用については、知事は、評価に関する情報を重要な参考資料として位置付け、適切な活用を図るものとする。

イ 実施機関は、評価結果を有効に活用するよう努めるものとする。

### 4 評価結果等の情報の提供

実施機関は、県の総合計画の策定等のため知事から政策等の評価に関する情報の提供を求められたときは、これに応じるものとする。

### 5 議会への報告

条例第8条の規定に基づく県議会への報告に関することについては、次により取り扱うものとする。

#### (1) 報告書の内容

ア 報告書には、当該年度に実施した評価の対象、時期、観点及び評価結果等を取りまとめた政策等の評価の実施状況並びにそれぞれの評価結果の政策等への反映状況等を記載するものとする。

イ 条例第 8 条に規定する報告書の様式は、知事が実施計画において定めるものとする。

**(2) 報告書の作成及び提出**

実施機関は、知事が実施計画に定める期日までに報告書を作成し、知事に送付するものとする。

**(3) 報告書の議会への提出**

知事は、実施機関が作成した報告書を取りまとめ、政策等の評価を実施した年度の県議会 2 月定例会開会時まで、これを提出するものとする。